

# 資 料

国福祉発第121号  
平成16年11月18日

国立市地域保健福祉計画  
策定委員会委員長 殿

国立市長  
上原 公子

諮 問 書

国立市第三次地域保健福祉計画策定に伴い、国立市地域保健福祉計画策定委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 平成17年度から平成21年度までの国立市第三次地域保健福祉計画案の策定について

## 国立市地域保健福祉計画策定委員会条例

(設 置)

第1条 国立市における地域保健福祉の施策形成について協議するため、国立市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、高齢者保健福祉、障害者福祉及び地域福祉に係る計画に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 学識経験のある者             | 2名以内 |
| (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの関係者 | 3名以内 |
| (3) 高齢者                  | 1名   |
| (4) 障害者又はその関係者           | 3名以内 |
| (5) 市 民                  | 1名   |

(任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申があった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会に関する庶務は、福祉部福祉計画課において行う。

(委 任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

## 国立市地域保健福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属 又は 推薦団体
委員長 村川 浩一	日本社会事業大学教授
副委員長 河東田 博	立教大学教授
委員 新田 國夫	国立市医師会
〃 白井 耀子	国立市社会福祉協議会
〃 福永 陽子	東京高齢協国立地域センター ふぁみりー・さぼ〜と
〃 三井 絹子	支援費問題連絡会
〃 西 多喜男	精神しょうがいしゃ 家族会 シュロの会
〃 小林 勇輔	国立市手をつなぐ親の会
〃 小林 誉明	公募による市民
〃 松岡 勉	公募による市民

## 地域保健福祉計画策定委員会の審議経過

委員会名	開催日	主な審議内容
第1回策定委員会全体会	平成16年11月18日	第三次地域保健福祉計画案の策定について諮問
第2回策定委員会全体会	平成17年 1月26日	各種福祉サービスの現状と課題について
第3回策定委員会全体会	10月28日	しょうがいしゃ保健福祉計画について
第4回策定委員会全体会	12月20日	高齢者福祉計画案・地域福祉計画案について
第5回策定委員会全体会	平成18年 1月31日	第三次地域保健福祉計画案について（まとめ）
第1回策定委員会地域福祉部会	平成17年11月28日	地域福祉計画について
第2回策定委員会地域福祉部会	12月13日	地域福祉計画について
第3回策定委員会地域福祉部会	平成18年 1月16日	地域福祉計画について（まとめ）
第1回策定委員会しょうがいしゃ部会	平成16年12月16日	しょうがいしゃ部会の運営の仕方について
第2回策定委員会しょうがいしゃ部会	平成17年 2月21日	介護・移動・交通について
第3回策定委員会しょうがいしゃ部会	3月28日	災害弱者・交通問題とまちづくについて
第4回策定委員会しょうがいしゃ部会	4月11日	支援と介護・生活（住宅）について
しょうがいしゃ部会第1回市民交流集会	4月16日	身体しょうがいしゃが住みやすい国立とするために
しょうがいしゃ部会第2回市民交流集会	4月23日	精神しょうがいしゃが住みやすい国立とするために
第5回策定委員会しょうがいしゃ部会	4月25日	就労（仕事）・教育について
しょうがいしゃ部会第3回市民交流集会	5月 7日	知的しょうがいしゃが住みやすい国立とするために
第6回策定委員会しょうがいしゃ部会	5月 9日	就労（仕事）・医療について
第7回策定委員会しょうがいしゃ部会	5月23日	新制度について
第8回策定委員会しょうがいしゃ部会	6月 9日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第9回策定委員会しょうがいしゃ部会	6月27日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第10回策定委員会しょうがいしゃ部会	7月13日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第11回策定委員会しょうがいしゃ部会	7月29日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第12回策定委員会しょうがいしゃ部会	8月13日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第13回策定委員会しょうがいしゃ部会	8月26日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第14回策定委員会しょうがいしゃ部会	9月28日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第15回策定委員会しょうがいしゃ部会	10月21日	しょうがいしゃ部会まとめ（案）について
第1回策定委員会高齢者部会	平成17年 1月19日	高齢者部会の運営の仕方について高齢者福祉サービスについて
第2回策定委員会高齢者部会	2月23日	介護保険事業の運営状況について
第3回策定委員会高齢者部会	3月29日	老人保健事業について
第4回策定委員会高齢者部会	4月27日	シルバー人材センター・社会福祉協議会の事業活動について
第5回策定委員会高齢者部会	5月30日	高齢者を中心とする防災事業等について
第6回策定委員会高齢者部会	7月 5日	介護保険改革関連法と国の動向について
第7回策定委員会高齢者部会	8月 5日	高齢者保健福祉の課題について
第8回策定委員会高齢者部会	9月 6日	高齢者保健福祉計画の骨子について
第9回策定委員会高齢者部会	9月26日	高齢者WGからの提言について
第10回策定委員会高齢者部会	11月 7日	高齢者保健福祉計画案の進め方について
第11回策定委員会高齢者部会	12月 9日	高齢者保健福祉計画（案）について
第12回策定委員会高齢者部会	平成18年 1月17日	高齢者保健福祉計画（案）について（まとめ）

**国立市第三次地域保健福祉計画  
高齢者ワーキンググループからの提言書**

**平成17年9月15日（木）  
高齢者ワーキンググループ**

高齢者ワーキンググループは、第二次地域保健福祉計画高齢者福祉施策の見直しを行うとともに、新たな高齢者福祉施策について、調査・検討を行った結果、次のとおり提言いたします。

国立市地域保健福祉計画策定委員会

高齢者ワーキンググループ

部会長 田村 きみ

# 提 言 書

## I 高齢者施策のPRの徹底を高齢者の目線に立って推進する。

① 「高齢者のしおり」の文言を見直して欲しい。

例えば、6ページの「介護保険で要介護及び要支援と認定された以外の方」という表現は、介護保険の申請をしなければ利用できないかのように受け取られる。

② 高齢者に相談窓口がまだ十分に理解されていない現況を解消するために、「市報」と「まごころ」の毎号に同じ囲みをつけて、太字で相談窓口の電話番号を掲載すること。

③ 相談窓口の電話番号を大文字で記したステッカーを作り、一人暮らしの高齢者と高齢者世戸別に配付し、電話機のそばに貼ってもらう。若しくは、民生委員が訪問配付し、その場で貼ることを確認する。(配布しただけでは、貼り忘れや紛失することが推量される)

## II 高齢者への見守りネットワークづくり

① 災害対策も含め、近隣間の交流を暖め合い、緊急の場合は速やかに連絡しあう状況づくりを進める必要がある。

② 近隣に一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方がおられた場合、常日頃さりげなく健康状態や生活環境(身の回り)等について、心配りして、支え合う見守りのできるネットワークづくりが望まれる。見守りの仕組みが作られた後、見守り者が緊急の場面に遭遇した時は、民生委員や支援センターに至急連絡がとれる体制を構築する。

例として、国分寺市社会福祉協議会が実施している「まごころネットワーク」を参考にして検討し、国立市社会福祉協議会、ボランティアセンターと協議の上、コーディネーターの役割など検討してもらいたい。

## III 故「島田はる」さんが遺贈された財産の活用について

① 今回のワーキンググループに対し、「故人より遺贈された土地に係わる売却益の活用策について」の提言が求められたが、まず島田はるさんから遺



贈されたのは、土地だけでなく、すでに福祉基金に組み入れられている約8,000万円の金融資産と1,500万円相当の貴金属もあったことを確認し、これらの遺産と土地の売却益を合わせた合計額で島田さんの遺志を尊重し、「島田さんち」の名称を付した高齢者の福祉施設を作ることを提言したい。

例として、国分寺社会福祉協議会が実施している「まごころネットワーク」を参考にして検討し、国立市社会福祉協議会、ボランティアセンターと協議の上、コーディネーターの役割など検討してもらいたい。

- ② 福祉施設として、地域に密着した小規模多機能の高齢者施設が望ましい。
- ③ 設置場所としては、東2丁目9番地の市有地利用を検討して欲しい。
- ④ 運営については、熱意とノウハウを持っている民間法人に委託することも考えられる。

#### IV 提言に関する要望

以上の提言について、採択の可否、かつ施策に活用された場合に進捗の状況等について、当ワーキンググループが解散後も、理解と点検ができる何らかの方法が、残されることを一同強く要望します。

## 高齢者ワーキンググループ名簿

(敬称略)

	氏 名
部会長	田村 きみ
副部長	野村 永子
書記	天田 松枝
	森井 悦子
	田代 ヤエ子
	温品 典子
	宇津野 みよ
	飯島 好子
	山本 秀子
	吉田 国子
	白神 智恵子
	富田 歌子
	高橋 幸三郎
	藤浪 保子



くにたちしだいさんじちいきほけんふくしけいかく  
**国立市第三次地域保健福祉計画**

きよたくかいじょせいどけんとう

ていげんしょ

**居宅介助制度検討ワーキンググループからの提言書**

2006<sup>ねん</sup>年（平成<sup>へいせい</sup>18<sup>ねん</sup>年）8<sup>がつ</sup>月

きよたくかいじょせいどけんとう

**居宅介助制度検討ワーキンググループ**

きよたくかいじょせいどけんとう  
居宅介助制度検討ワーキンググループは、げんじょう かいじょせいど てきようじょうきよう けんしやう  
現状の介助制度の適用状況の検証  
おこな  
を行うとともに、あらた くにたちしきよたくかいじょせいど ひつよう じこう ちょうさ けんとう  
新たな国立市居宅介助制度について、必要な事項を調査・検討  
おこな  
を行った結果、けつか つぎ ていげん  
次のとおり提言いたします。

くにたちしちいきほけん ふくしけいかくさくていいんかい  
国立市地域保健福祉計画策定委員会

きよたくかいじょせいどけんとう  
居宅介助制度検討ワーキンググループ

ぶ かいちょう しのはら ゆ み  
部会長 篠原 由美

# 1. 居宅介護制度検討ワーキンググループの目的

昨年度行われた居宅介護制度検討ワーキンググループにおいて出された提言書（中間報告）をもとに、障害者自立支援法の介護給付や地域生活支援事業も考え合わせ、しょうがいをもつ人の地域生活に支障をきたす事がないよう、検討し必要なものを市に提言していくことを目的とする。

## 2. 提言

今年度から障害者自立支援法（以下、「支援法」と記す）が一部施行され、10月からの本施行を控えているにも関わらず、国からは地域生活支援事業の詳細も出されず、また介護給付の支給決定に向けての作業も進まない中で、当ワーキングが、それを考え合わせ市独自の介護制度を立ち上げることを市に提言することを考えると、時間的な余裕も必要な資料も十分なものではありませんでした。

支援法が本施行後もしょうがいをもつ人がそれまでと変わりなく生活を送れるためには市独自の介護制度も10月から実施できるようにすることが必要だと考えられ、8月までに作り上げ、9月議会で可決されなければならないことが要求されています。この市独自の介護制度を考えるにあたっては、今までの介護制度を使ってきた人たちの生活が支援法になることで、どう影響を受け、また、地域での生活が続けられるのかどうかを検証したうえで、市に住むしょうがいをもつ人がより地域で住みやすく、社会参加を果していけることが重要と考えました。今回のワーキングでは、昨年度の当ワーキングの中間報告において、制度案は提言させて頂いていましたので、主に市が支援法をどう捉え、その中の市区町村ごとに実施していく地域生活支援事業を市ではどう展開していくのかを聞き、さらに市独自の介護制度を実用性のあるものにしていけるのかどうかということを議論してきました。

4月から一部施行され、精神しょうがいをもつ人の医療費負担と介護給付の原則一割負担が始まっています。原則一割負担が始まることにより、利用者、ヘルパー、事業所の間で微妙に考え方の差やすれ違いが起きるようにも感じます。ヘルパーは利用者または利用者の家族から時間通りに仕事をどんなことがあってもこなすことを要求され、利用者や利用者の家族との間でも、一回もしくは一時間でも利用を減らすよう話されている

家庭も少なくありません。ヘルパーやガイドヘルパーを利用し、せっかく自分なりの生活や外出を楽しみ、今後の生活に向けて一歩踏み出した利用者にとって、再び家族の顔を伺いながら自宅での生活を余儀なくされることでしょう。またしょうがいをもつ人が自分なりの生活や外出をヘルパーやガイドヘルパーと行えることで、家族も一人一人自分の時間を持つことができ、家族の中での関係性も良いものになってきていたことにも、変化が起きつつあるかもしれません。

ヘルパーやガイドヘルパーだけではなく、グループホームや通所施設での利用料負担も思っていた以上のものがあります。グループホームでは本人の収入だけでは支払いきれず家族が多くの負担を強いられている場合もあります。これでは親がいなくなっても地域で暮らせることを願ってつくられたものが、親や家族がいなくなればグループホームにもいることが出来なくなってしまうのです。

精神しょうがいをもつ人の医療費負担についても、医療にかかる費用は多い人で、月6千円になり、さらに、作業所や就労支援のための通所授産施設等を利用すると、利用料がかかることになり、家族等、家計を圧迫するという思いから治療の中断や作業所等の利用をしなくなることも考えられ、しょうがいを悪化させてしまうことが懸念されています。

一方事業所に支払われる単価も一割ぐらい減っています。事業所はヘルパーに支払う単価を削らざるを得ません。そうすると人材確保も難しくなり、新たな人材確保はかなり難しい問題となっています。

また、本施行に向け、障害程度区分の調査や新たな支給決定が行われる中、認定調査に知的しょうがいや精神しょうがいをもつ人は特に障害程度が反映されないという問題も指摘されています。今まで使えていたサービスが本施行後も使えるのかどうかという不安や、非該当になり、サービスがまったく使えなくなる人も出てくるのではないかと不安もあります。市は、一貫して「今まで使っているサービスの低下はしない」というようなことを言ってきています。けれども市自身の考え方だけではなく、国の考え方、姿勢が今後大きく影響してくることも考えられます。こうした中でしょうがいをもつ人、市民、行政が、どうすればしょうがいをもつ人が今までどおり地域で生活していくことができるか、考えていくことが重要になってくると思います。

途中、地域生活支援事業のことを市で検討しているということで提言書を待たずに要望書（別紙1）を提出し、国立市独自の介助制度についても検討して頂きました。その結果、市からは市独自の介助制度として『（仮）地域参加型介護サポート事業（案）』（別紙2）を提案されました。特に財政的には厳しい市でありながら新たに制度を考え出されたことは、当ワーキングにとっても、しょうがいをもつ人にとっても評価されることだと思いません。当ワーキングが提言した制度案とは、運用上の中身については大きく違いはないものの、捉え方など大きく差があると感じざるを得ません。もう一つは、結果的に支援法の介護給付の支給決定量をもって個々人の使える介助量となり、市独自の介助制度といえども支援法の中に半分入ったような枠組みになったことは、3年後の介護保険への統合をにらんで考える時、この制度案がどう生きてくるのか不安を感じるところです。当ワーキングの出発点はしょうがいをもつ人を取り巻く法律や制度がめまぐるしく変わり、良くなっていく可能性の見出せない中、地域での暮らしをどうにか守って行きたいという思いからでした。支援法の介護給付の仕組みは介護保険と酷似しており、そのまま介護保険になれる可能性が高いものです。そのことを考えた時、本当の意味で市が独自の介助制度を持ってほしいと願って止みません。

支援法本施行後の状況を考えた時、当ワーキングは今後検討を重ねていくことを条件に認めるほかないという結論に達しました。市が作った制度案に対し当ワーキングとして考える問題点を挙げさせていただきます。

- ① 『目的』の文中の「何らかの都合により介助者を確保できない状況等」にある場合に、介助者を派遣することによって、「・・・」を「何らかの都合により介助者を確保できない状況等」にある場合または、介護給付および地域生活支援事業の移動支援の支給決定量が当人の必要な介助量を満たしていないと判断できた場合に「・・・」にすることでより市独自の制度という色合いが強くなり、国に関与されないものになると考える。
- ② 『背景』としてはここに書かれているものだけではなく、しょうがいをもつ人の地域での生活を支援法などは脅かすものであり、市として何らかの対処をしていくことは急務であると思われる。
- ③ 『対象者』の文中「介護給付の支給決定を受けているしょうがいしゃ、



移動支援の支給決定を受けているしょうがいしゃで介助者の確保が  
困難な者及びパーソナルアシスタントとして介助者を確保すること  
を望む者・・・とあるが最後にカッコ内に手帳の有無、障害程度区分  
等を問わないとあり、支給決定を受けている云々は矛盾することなの  
で必要ないと思われる。

④ 『サービス内容』に「市長が特に認めるもの」という文言を是非入れて  
もらいたい。しょうがいをもつ人は（特に今後は知的・精神・身体・  
その他介助を必要とする人も含む者になるのだから）年齢も幅広く、  
ニーズも個々人の生活により色々なケースが考えられ対応する文言  
が必要だと思われる。

⑤ 『利用時間』においても、①と同じことが言えると思われる。

⑥ 『本人負担』という言葉は本人の所得で計算するのであれば使うべき  
で、あくまで生計中心者の所得とするならば「利用料」とするべきで  
はないか。

⑦ 『委託事業者等』に都や市の指定を受けていない事業所であっても  
必要であれば認めることで利用者の便宜が図られると思われる。

⑧ 『委託事業所等』の文中「個人」とあるが、その時の登録先は市とい  
うことになり、お金の支払いはやはり個人になるのか、また直接給付  
の方法を検討して頂きたい。

この提言はぜひ『地域保健福祉団体等連絡協議会』に報告し、検討して  
頂けるようお願いしたいと思います。また、『(仮)地域参加型介護サポー  
ト事業(案)』についても『地域保健福祉団体等連絡協議会』において、見直  
しを随時行われることを強く提言致します。



かんが いただ  
考えて頂きたい。

2. 緊急時の対応についても考えてほしい。急に主に介助にあたっている家族が病気等により介護できなくなる場合もあり、しょうがいの種類や程度に関係なく利用できるサービスを構築すること。
3. しょうがいの種類、程度に関係なく、本当に必要としている人には、柔軟にサービスが提供できるように考えること。
4. 今までと同じサービスを同じ量、保証すること。
5. 精神にしょうがいをもつ人に対応できる事業所の数を増やすこと。
6. ヘルパーの質を高めるための養成講座を引き続き実施していくこと。
7. サービスの内容に、医療機関への(特に精神にしょうがいをもつ人)同行も入れること。
8. 通学・通勤(通所施設への送迎も含む)も外出介助の内容に入れること。
9. 障害認定区分で非該当になった者がサービスを使えなくなることがない

よう、今まで使ってきたサービスは使えるよう考えること。

## 2) 『市独自の介助制度』を検討するうえでの要望

1. 居宅介助制度検討ワーキンググループが作成した制度案の中でも、『地域生活支援事業』の中にある対象、内容は入れていく方向で検討されているようだが、『地域生活支援事業』に入れることにより、使いつらくなったり使えない人が出てきたりすることのないよう、十分に色々なケースを考え検討すること。
2. 介助者は専門的な知識や経験も必要だが、信頼関係をうまく作っていただけるかが介助の大きな要素だと考えるので、資格は問わない制度にすること。
3. サービスの内容について限定しないこと。例えば、利用者が望む内容がサービス提供者との間で可能ならば対応できるようにしておくこと。
4. 直接給付のシステムについても検討すること。国立には、24時間介助を必要とするしょうがいをもつ人が多く暮らしています。直接給付にはしょうがいをもつ人自ら介助者を育て、利用し、消費者にもなれるというメリットとデメリットがあります。しょうがいをもつ人が自立し社会参加をしていくということです。もう一つは、行政にとっては事業費を支払わなくてよいという利点もあります。
5. 3年後の介護保険見直し時には、しょうがいをもつ人も介護保険に組み込まれる恐れがあります。その時、介護保険の中でしかしょうがいを

- もつ<sup>ひと</sup>人が生活<sup>せいかつ</sup>できないということが起こらないためにも、介護<sup>かいご</sup>保険<sup>ほけん</sup>に組み込まれることのない制度<sup>せいど</sup>作り<sup>つくり</sup>（制度<sup>せいど</sup>の枠<sup>わく</sup>組み<sup>ぐみ</sup>）を<sup>けんとう</sup>検討<sup>けんとう</sup>すること。
6. 「見守り<sup>みまも</sup>」や「話し相手<sup>はなしあいて</sup>」は身体<sup>しんたい</sup>にしょうがいをもつ<sup>ひと</sup>人のみではなく、知的<sup>ちてき</sup>にしょうがいをもつ<sup>ひと</sup>人や精神<sup>せいしん</sup>にしょうがいをもつ<sup>ひと</sup>人も必要<sup>ひつよう</sup>と考えるので、長時間<sup>ちやうじかん</sup>の介助<sup>かいじよ</sup>が行<sup>おこな</sup>えるものとする<sup>こと</sup>。
7. 介助<sup>かいじよ</sup>の必要量<sup>ひつようりやう</sup>は一定<sup>いってい</sup>ではなく、体調<sup>たいちやう</sup>、家族<sup>かぞく</sup>の状況<sup>じやうきやう</sup>などで日々<sup>ひ</sup>変化<sup>へんか</sup>するものだ<sup>こと</sup>ということだ<sup>こと</sup>ということ<sup>こと</sup>を認識<sup>にんしき</sup>すること。（特に<sup>とく</sup>精神<sup>せいしん</sup>や知的<sup>ちてき</sup>にしょうがいをもつ<sup>ひと</sup>人）
8. 入院<sup>にゆういん</sup>時<sup>じ</sup>にも対応<sup>たいおう</sup>できる制度<sup>せいど</sup>とする<sup>こと</sup>。

いじょう  
以上

## べっし 別紙 2

### (仮) 地域参加型介護サポート事業について (案)

#### 1. 目的

障害者自立支援法の介護給付（訪問介護、行動援護、重度訪問介護、重度しようがいしゃ等包括支援）及び地域生活支援事業の移動支援の支給決定を受けているしようがいしゃ及び家族介護を希望し公的介護制度を利用しないしようがいしゃが、何らかの都合により介護者を確保できない状況等にある場合に、介護者を派遣することによって、しようがいしゃの生活の安定を図る。

#### 2. 背景

しようがいしゃの介護ニーズが年々高まる中であって、ヘルパー等の資格要件が年々強化されることもあり、とりわけ長時間介護を必要とする重度しようがいしゃの中には、介護者の確保が困難となり、公的介護制度を利用することが困難となるケースが発生してきている。また、公的介護制度により、細切れの介護サービスの利用が多発し、より関係性を重視した介護者の確保のニーズも高まっている。

一方、介護給付費の増大により、財政面からは、超過負担問題を含め、現状の制度のみでは限界となってきた。このためには、より積極的に、地域の介護力を活用し、地域全体でしようがいしゃ介護を支える制度の創設が不可欠となってきた。

#### 3. 対象者

介護給付（訪問介護、行動援護、重度訪問介護、重度しようがいしゃ等包括支援）の支給決定を受けているしようがいしゃ、移動支援の支給決定を受けているしようがいしゃで介護者の確保が困難な者及びパーソナルアシスタントとして介護者を確保することを望む者並びに家族介護を希望し公的介護制度を利用しないしようがいしゃで何らかの理由により家族介護を受けることが困難な者。（手帳の有無、障害程度区分等を問わない）

#### 4. サービスの内容

家事援助、身体介護、移動介護、見守り等必要な介護を包括的に提供。

## 5. 利用時間

介護給付、移動支援の支給決定時間を上限とする。なお、家族介護利用者については、申請に基づき調査の上決定する。

## 6. 利用方法

本人の申請により、市が必要な調査を行い、派遣介護者を確認の上、利用決定をし、契約した事業所又は個人が介護者を派遣する。

## 7. 本人負担

1割負担、但し、世帯の生計中心者が所得税非課税世帯にあっては、3%負担とする。また、介護給付の負担上限を合算で適用する。

## 8. 委託事業者等

障害者自立支援法の指定事業者又は基準該当事業者及び個人。

## 9. 委託単価

介護給付費の1/4以下を原則とし超過負担額も考慮し、自薦介護人については、1,200円/時間、事業所派遣介護人については、1,300円/時間。

## 10. 派遣介護者の要件

資格要件を問わない。(本人が選考が原則)

## 生活サポート事業について(案)

### 1. 目的

介護給付支給決定者以外のしょうがいしゃであって、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な生活支援・家事援助を行い生活の安定を図る。

### 2. 対象者

しょうがいを有しているが、介護給付の認定が受けられておらず、かつ何らかの生活支援(生活介護、家事援助)が必要な者。(手帳の有無を問わない)

### 3. サービスの内容

日常生活に関する必要な支援(生活介護、家事援助)、原則身体介護は支給しないが、特に必要と認めた場合は、弾力的な取り扱いができる規定とする。

#### 4. 利用時間

原則 4 時間 / 週 まで。

#### 5. 利用方法

本人の申請により、市が調査を行い、必要の可否を判断の上、利用決定をし、契約事業所よりヘルパー等を派遣する。

#### 6. 本人負担

1 割負担、但し、世帯の生計中心者が所得税非課税世帯にあつては、3 % 負担とする。

#### 7. 委託単価

1,500 円 / 1 時間。(自立支援法の家事援助単価と同額)

#### 8. 委託事業者

障害者自立支援法の指定事業者又は基準該当事業者。

#### 9. 派遣介護者の要件

ヘルパー 3 級以上及びみなしの資格を有する者。

#### 10. その他

本制度は、高齢者生活支援ヘルパー派遣事業と同様の制度である。

きよたくかいじよせいどけんとう  
居宅介助制度検討ワーキンググループ名簿

(敬称略)

	し めい 氏 名
ぶ かいちょう 部会長	しのはら ゆ み 篠原 由美
ふくぶかいちょう 副部会長	うえまつ かずみつ 植松 和光
しょ き 書記	みつい としあき 三井 俊明
	やまだ かよこ 山田 かよ子
	ふじた みえこ 藤田 美枝子
	いけしま なつこ 池嶋 奈津子
	うえだ かずこ 上田 和子



きょたく かいじょ せいど けんとう      かいさい けいか  
居宅介助制度検討ワーキンググループ開催経過

い いん かい めい 委員 会 名	ぎ だい 議 題	かい さい び 開 催 日
だい かいきょたく かいじょ せいど 第1回居宅介助制度WG	せいふく ぶかいちよう しよき せんしゆつ 正副部会長・書記選出	へいせい ねん がつ か すい 平成17年11月9日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第2回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ にち すい 平成17年11月16日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第3回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ にち すい 平成17年11月30日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第4回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ か すい 平成17年12月7日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第5回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ か すい 平成17年12月14日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第6回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ にち すい 平成17年12月21日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第7回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ にち すい 平成18年1月11日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第8回居宅介助制度WG	ちゆうかん 中間まとめ	へいせい ねん がつ にち すい 平成18年1月18日(水)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第9回居宅介助制度WG	せいふく ぶかいちよう しよき せんしゆつ 正副部会長・書記選出	へいせい ねん がつ か きん 平成18年6月9日(金)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第10回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ にち きん 平成18年6月30日(金)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第11回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ か きん 平成18年7月7日(金)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第12回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ か もく 平成18年8月3日(木)
だい かいきょたく かいじょ せいど 第13回居宅介助制度WG	きょたく かいじょ せいど 居宅介助制度について	へいせい ねん がつ か つき 平成18年8月14日(月)

くにたちしだいさんじちいきほけんふくしけいかく  
国立市第三次地域保健福祉計画

さいがいじゃくしゃたいさくけんとう  
災害弱者対策検討ワーキンググループからの  
ていげんしょ ちゅうかんほうこく  
提言書（中間報告）

ねん へいせい ねん がつ  
2006年（平成18年）6月

さいがいじゃくしゃたいさくけんとう  
災害弱者対策検討ワーキンググループ

さいがいじゃくしゃたいさくけんとう  
災害弱者対策検討ワーキンググループは、げんじょう さいがいじゃくしゃ けんしょう  
現状の災害弱者の検証を行うと  
ともに、あら さいがいじゃくしゃたいさく ひつよう じこう ちょうさ けんとう おこな けっか  
新たな災害弱者対策について、必要な事項を調査・検討を行った結果、  
つぎ ていげん ちゅうかんほうこく  
次のとおり提言（中間報告）いたします。

くにたちしちいきほけん ふくしけいかくさくていいんかい  
国立市地域保健福祉計画策定委員会

さいがいじゃくしゃたいさくけんとう  
災害弱者対策検討ワーキンググループ

ぶ かいちょう たきやなぎ ようこ  
部会長 瀧柳 洋子

## 1. 災害弱者ワーキンググループの位置づけ

当ワーキンググループは、国立市第三次地域保健福祉計画策定委員会しようがいしゃ部会に基づいて結成された災害時及び災害時以降、しようがいしゃが地域生活をこれからも営み続けるためのワーキンググループである。

## 2. 災害弱者ワーキンググループの目的

当ワーキンググループは、いつ起こりうるか予測不可能な災害に、しようがいしゃが今まで市と協力しあい築きあげてきた地域での自立生活を失うことなく、災害時以降もその生活を確実に営めるよう計画することを目的とする。

## 3. 提言

～弱者の声を聴き弱者が取り残されない社会を！！～

### 《最重要課題》

国立市の防災復興対策には、人権尊重を基本とし、意思決定に私達災害弱者しようがいしゃを参画させ、しようがいしゃの視点を必ず取り入れること。

### 《避難場所の確保》

私達しようがいしゃが、速やかに、安全に避難生活が送れるように、今協定を進めている東京都多摩しようがいしゃスポーツセンターや、滝乃川学園への避難場所をすみやかに確保すること。また、学校などの避難所とされているところにおいても生活が送れるように、物品や設備の整備をすること。必要な物は確実に増やすこと。

### 《物品の確保》

わたしたちは地域の避難所での生活をするにあたって、色々な物を必要とします。以下の物を市に要求していく事を提言します。

○ 肢体しようがいしゃ

※簡易スロープ

※簡易トイレ（車いすでもは入れるもの、これは公的な小中学校に一個は備え付けられた所もありますが、実際の災害の混乱の中では一個だけでは足りません。）

マット（寝たきりでも食事が可能な物）

人工呼吸器、手動車いす2台と電動車いす1台を設置してほしい。車いす用マット、簡易ベッド

○ 聴覚しょうがいしゃ

プラカード（案内板、首からかける物）

白板

手話通訳ができる人だと分かるような目印、ワッペンとか腕章。

マジック、えんぴつ、紙、筆談ボード、色別によって状況がわかる案内板。

確実な連絡方法（聴覚しょうがいしゃにとって防災ダイヤルはつかえませんが、電気がないのでパソコンも駄目です。携帯電話の171の機能のメール板が必要なのですが、現実には人材に頼る他ありません。）

○ 視覚しょうがいしゃ

白杖と点字

○ 精神しょうがいしゃ

薬

① 地震発生後、症状を悪くさせないために医師、その他の専門の人達に話を聴いてもらったりするのが、とても大切になってくる。そのために

災害時にそういった人達が、総動員できるボランティア体制が大切。行政には万が一に備え、市内に在住の精神保健福祉士などのボランティアをつのり、登録し、ネットワーク作りにより力を尽くして欲しい。

② 市内の社会資源が早く復旧して、災害時に作業所などが行政の力もかりて早くから再開できるようになればいい。仲間、いつもの職員などと交流して精神の安定を促すことも大切。

③ 家屋の倒壊による場合、長期的に優先して入居できるようにしてほしい。

- 知的しょうがいしゃ  
 確実に安心して避難できる場所
- 内部しょうがいしゃ  
 人工透析者や糖尿病の方は薬を飲んでいることが多いので種類を入れてほしい（インシュリンなど）
- 聴覚しょうがいしゃ  
 《人材の確保》
- 手話通訳者
- 重度肢体しょうがいしゃ、知的しょうがいしゃ  
 介護してくれるボランティア（トイレに行けない方もいるので）
- 精神しょうがいしゃ  
 看護婦、医者、ケースワーカー、ソーシャルワーカー、ボランティアの相談者  
 （精神しょうがいしゃに理解がある方）
  - ・ 一番に重要なことは薬をどう手に入れるか。
  - ・ スポーツセンターみたいなところに精神しょうがいしゃが避難できる所があるといい。幻聴、幻覚など重度の人には切実なものである。
  - ・ センターになる市内の一つ避難所（スポーツセンターでもよい）に、精神科医、看護師、ケースワーカー、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士など、災害発生と同時に配置してほしい。
  - ・ 以上を広く周知して災害時に精神障害者が病状を悪化させない努力が必要。
  - ・ また、上記のような専門家が各避難所を巡回できる体制を作っておく。

#### 4. 経過報告

- 私達は初め、日頃どのような事が、不安か、実際に災害が起きたらどのような事が困るかを話し合いました。
- 肢体しょうがいしゃ  
 もし、災害が起こった場合、電動車いすが使えません。叫んでも人が来るかどうか不安です。しょうがいしゃスポーツセンターのような避難所があ

るといいです。また、災害時の混乱に伴い、無理矢理施設入所になってしまるのが怖いのです。緊急事態においても同性の介護を受けたいです。

○ 視覚しょうがいしゃ

市役所の担当者が、しょうがいしゃの住まいや状態をどのくらい理解、把握しているのかが心配です。担当者は、緊急時にしょうがいしゃ宅へ訪問、状態の確認をするようなシステムを作ってほしい。

○ 内部しょうがいしゃ

○ 精神しょうがいしゃ

問題行動は薬で改善できるようになってます。しかし、疲労がたまるにつれて労働は不可能となり、体の具合が悪い時は、ヘルパーさんを使わないと生活ができません。災害の時はパニック状態になる事が多いです。睡眠しょうがいを持っているので、避難所生活が難しいです。しょうがい手帳を持ってない人や病気を隠している人も多いので今後の課題です。

○ 知的なしょうがいを持つ方の一人の保護者から

一般の体育館に避難する事は、奇声を挙げたり走りまわってしまう事があるので、滝乃川学園等（あさがお・あすなろ作業所）のような所が避難所に適していると思われまます。

○ 地域に暮らしている知的しょうがいしゃの仲間から

私達の仲間は知的しょうがいしゃも精神しょうがいしゃもいるのですが、いっしょに地域の中で暮らしたいので、滝乃川学園だけではなく、東京都多摩しょうがいしゃスポーツセンターに避難したいです。また、スポーツセンターにいけなくても、親とはぐれても、介護者と仲間と早く会いたいので、その場所まで連れて行ってほしいです。国立には多くのしょうがいしゃがいるので、学校などの避難所とされているところや、一公園などにも設備を整えて生活しやすい環境にしてほしいです。

○ 聴覚しょうがいしゃ

アパートとかマンションに暮らしている場合、近所の方に聴覚しょうがい

しゃがいる事を知ってもらいたい。避難所においては、情報提供がされているかどうか不安であり、避難所のみならずすべての場所に情報提供できるようにしてほしい。

- ・手話通訳できる人に伝えてもらう
- ・ポストに情報を配布してもらう
- ・広報車に情報を張り出してほしい。情報提供の道具として広報車に絵などを張り出す。
- ・その他よい方法を模索中

これらの事を踏まえて私達は体育館の見学や、備蓄庫の点検をしました。私達が行った小学校は備蓄庫が3階にあり、点検を行おうとしても不可能でした。その結果、市役所の備蓄庫を見学しましたが、そこでも車いすで入って行く事が不可能であり、国立市防災の方のお話をお聞きするのみになりました。

当ワーキンググループはまだ立ち上げて4回あまりにしか過ぎませんが、私達はこの提言書以後も国立市の重度肢体しょうがいしゃ、知的しょうがいしゃ、視覚しょうがいしゃ、内部しょうがいしゃ、聴覚しょうがいしゃ、精神しょうがいしゃが災害時に安全に避難し、地域での自立生活が行えるように、国立市と連携をとりつつ、より良い方向に実現していきたいと思えます。

### 《これから行っていく主なもの》

- アンケートの実施
- ネットワークの作成・災害時連絡網
- 自主防災組織
- 避難訓練の実施
- 教育委員会との連携



さいがいじゃくしゃたいさくけんとう めいぼ  
 災害弱者対策検討ワーキンググループ名簿

(敬称略)

	し  めい 氏  名
部会長	たきやなぎ ようこ 瀧柳 洋子
副部会長	さめじま やすえ 鮫島 恭江
書 記	かしわぎ ゆみこ 柏木 由美子
	さわだ あきよし 澤田 明義
	うえむら じゅんこ 上村 順子
	ながい よしえ 永井 芳枝
	てらだ あきら 寺田 昭
	たかはし まきこ 高橋 今希子
	おがわ みさこ 小川 美佐子
	はしもと えつこ 橋本 江津子

さいがい じゃくしゃ たいさく けんとう かいさい けいか  
 災害弱者対策検討ワーキンググループ開催経過

い いん かい めい 委 員 会 名	ぎ だい 議 題	かい さい び 開 催 日
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 1 回災害弱者 対策検討WG	せいふく ぶかいちよう しよき せんしゆつ 正副部長・書記選出	平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 (月)
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 2 回災害弱者 対策検討WG	さいがいじゃくしゃたいさく 災害弱者対策について	平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日 (月)
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 3 回災害弱者 対策検討WG	さいがいじゃくしゃたいさく 災害弱者対策について	平成 1 8 年 1 月 1 6 日 (月)
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 4 回災害弱者 対策検討WG	さいがいじゃくしゃたいさく 災害弱者対策について	平成 1 8 年 1 月 2 3 日 (月)
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 5 回災害弱者 対策検討WG	さいがいじゃくしゃたいさく 災害弱者対策について	平成 1 8 年 1 月 3 0 日 (月)
だい かいさいがいじゃくしゃたいさくけんとう 第 6 回災害弱者 対策検討WG	ちゆうかん がつてい 中間まとめ (6 月提  しゆつ 出)	平成 1 8 年 2 月 2 7 日 (月)
けいぞくちゆう 継続中		

国立市第三次地域保健福祉計画

2006年（平成18年）12月発行

国立市福祉部福祉計画課